

2018年7月23日

お客さま各位

株式会社NTTファシリティーズ

平成30年7月豪雨により被災されたお客さまに対する
電気料金等の特別措置について
(中部電力・北陸電力・関西電力・中国電力・四国電力・九州電力管内)

平成30年7月豪雨により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

この大雨に伴う被害により災害救助法が適用された地域等において、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社及び九州電力株式会社による特別措置の実施が経済産業大臣に認可されました(2018年7月9日付及び同7月13日付)。これに伴い、弊社も被害に遭われたお客さま等からお申し出があった場合には、次のとおり特別措置を実施することといたしました。

1. 支払期日の1ヵ月延長

2018年6月分(支払期日が2018年7月5日以降となるものに限ります。)、7月分および8月分の電気料金について、支払期日(検針日の翌日から30日目)を1ヵ月間延長いたします。

2. 不使用月の電気料金の免除

被災日から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月の電気料金から、6ヵ月間に限り申し受けません。

3. 工事費負担金の免除

被災日から引き続き全く電気を使用されないで契約を解約され、被災前と同じ契約内容で2019年1月末日までに新たにお申し込みをいただいた場合は、工事費負担金は申し受けません。

4. 基本料金の一部免除

電気設備が一時使用不能となった場合、2019年1月末日までの間は、復旧するまで使用できない設備に相当する基本料金は申し受けません。

5. 計量器等の取付工事費の免除

引込線、計量器などの取付位置を変更される場合で、2019年1月末日までにお申し込みをいただいたものについては、原則として初回の工事費は申し受けません。

本措置は、特別措置の対象地域で被災されたお客さまからお申し出いただいた場合に適用いたします。特別措置の適用をご希望されるお客さまは、お問い合わせ窓口までご連絡ください。

なお、弊社では臨時の電気のご用意がございませんが、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社及び九州電力株式会社の特別措置においては、被災場所の復旧のために臨時の電気が必要な場合で、その申込みが2019年1月末日までに行われるときは、その臨時工事費が免除されます。

【関連情報】

■中部電力株式会社

<台風7号および前線等に伴う大雨により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について> (2018年7月9日)

https://www.chuden.co.jp/corporate/publicity/pub_release/press/3268305_21432.html

■北陸電力株式会社

<「平成30年7月豪雨」により被災されたお客さまに対する電気料金その他の特別措置について> (2018年7月9日)

<http://www.rikuden.co.jp/press/attach/180709004.pdf>

■関西電力株式会社

<平成30年台風7号及び前線等に伴う大雨により被災されたお客さまに対する電気・ガス料金および電気工事費用の特別措置について> (2018年7月9日)

http://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2018/0709_1j.html

■中国電力株式会社

<平成30年7月5日からの大雨により被災されたお客さま等に対する電気料金その他の特別措置について> (2018年7月10日)

http://www.energia.co.jp/emergency/img/press/p180717-10_17.pdf

■四国電力株式会社

<台風7号および前線等に伴う大雨により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について> (2018年7月9日)

<http://www.yonden.co.jp/press/re1807/data/pr001.pdf>

■九州電力株式会社

<大雨により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置を実施します> (2018年7月13日)

http://www.kyuden.co.jp/press_h180713-1.html

2018年7月23日

■経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部

<平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に関して電気の災害特別措置の認可等を行いました> (2018年7月9日)

<http://www.meti.go.jp/press/2018/07/20180709009/20180709009.html>

<平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る経済産業大臣の電気の災害特別措置の認可(適用地域の追加)について異存ない旨を回答しました(福岡県、島根県)> (2018年7月13日)

<http://www.meti.go.jp/press/2018/07/20180713007/20180713007.html>

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社NTTファシリティーズ kWhale お問い合わせ窓口

TEL 0120-72-73-74 (ガイダンスで1番をご選択下さい)

FAX 0570-00-4190

E-mail nttf-info@nttf-em.jp

以上